

# 農畜産物輸出拡大施設整備事業 交付金の配分基準について

27食産第4824号

27生産第2396号

27政統第493号

平成28年1月20日

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省政策統括官 通知

農畜産物輸出拡大施設整備事業については、先に農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

## 農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成27年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡのメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官が別に定めるところによるものとする。

### 第1 都道府県配分額の算定

各都道府県への配分額は、次の方法により算定された額とする。

#### 1 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 次の方法により配分額を算定することとする。

全ての事業実施計画について、別表1-1から別表5までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

ただし、1事業実施計画当たりの上限要望額は、1年度当たり20億円とする。

(2) (1)により配分した結果、最後の配分可能額がこれに対応するの要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に対応する事業実施計画として、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分するものとする。

ア 要綱第2の2の食品流通のグローバル化に資する事業実施計画がある場合には、当該事業実施計画の要望額に相当する額を配分する。

イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合には、要望額の小さい順）に、アの事業実施計画以外の事業実施計画について、この要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

### 第2 評価結果の配分額への反映

1 評価結果の反映は、要綱第8の6に基づき取りまとめた評価結果及び強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第8の6に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成度の過去5か年の平均値（当該達成度が両事業にわたる場合にあっては、各事業の実績に応じて加重平均した値とし、2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

2 評価結果を反映した配分額は、都道府県からの交付要望額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

| 達成度        | 乗率     |
|------------|--------|
| 80%以上      | 100.0% |
| 60%以上80%未満 | 95.0%  |
| 40%以上60%未満 | 90.0%  |
| 20%以上40%未満 | 85.0%  |
| 20%未満      | 80.0%  |

### 第3 前々年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するため、次のとおり、前々年度の都道府県における本事業の交付金及び強い農業づくり交付金の不用額を都道府県からの交付要望額に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

不用ペナルティ査定額＝都道府県からの交付要望額×不用額換算率

| 前々年度都道府県別不用額率 | 不用額換算率 |
|---------------|--------|
| 5%未満          | 100%   |
| 5%以上20%未満     | 95%    |
| 20%以上40%未満    | 90%    |
| 40%以上         | 80%    |

(注) 前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

### 第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成28年1月20日から施行する。





別表1-2 (農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備)

農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備については、必ず成果目標を立てることとし、具体的には、メニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、食肉等及び品目共通）及び整備する共同利用施設に対応した成果目標から1つずつ、合計2つの成果目標を立てるものとする。

| メニュー                      | 類別 | 達成すべき成果目標基準及びポイント  | 成果目標に対する現況値ポイント   |
|---------------------------|----|--|---|
| 土地利用型作物<br>(稲(新規需要米を除く。)) |    | ※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、当該メニューの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、次のいずれかを選択するものとする。<br>・戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、<br>①担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合<br>・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント<br>②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合<br>・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント |   |
|                           | 1  | ・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約を含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加<br>30ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント<br>25ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント<br>20ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント<br>15ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント<br>10ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント   | ・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約を含む。)について、その取扱量の割合が10.0%以上<br>40.0%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント<br>32.5%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント<br>25.0%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント<br>17.5%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント<br>10.0%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント<br>又は、<br>・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について、<br>① 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに90%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント<br>② 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに80%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント<br>③ 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント<br>④ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント<br>⑤ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)で70%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント |
|                           | 2  | ・10a 当たり物財費を1%以上削減<br>8%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント<br>6%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント<br>4%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント<br>2%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント<br>1%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント   | ・現状の10a 当たり物財費について<br>都道府県平均値より15%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 5ポイント<br>都道府県平均値より10%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 4ポイント<br>都道府県平均値より5%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 3ポイント<br>又は、<br>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、<br>1つを3年以上取り組んでいる場合<br>・ ・ ・ 3ポイント  |
|                           | 3  | ・10a 当たり労働時間を10%以上削減<br>26%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント<br>22%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 8ポイント<br>18%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 6ポイント<br>14%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 4ポイント<br>10%以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント  | ・現状の10a 当たり労働時間について<br>都道府県平均値より30%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 5ポイント<br>都道府県平均値より20%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 4ポイント<br>都道府県平均値より10%以上下回る場合<br>・ ・ ・ 3ポイント<br>又は、<br>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、<br>1つを3年以上取り組んでいる場合<br>・ ・ ・ 3ポイント   |
|                           | 4  | ・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)の結果、①食味値②アミロース値(%)③タンパク値(%)④その他①から③までと同程度の品質向上指標、のうち  | ・品質分析(米のタンパク値(%))の結果が、前年産(又は前5中3)と比較して0.1ポイント以上低い。<br>0.8ポイント以上<br>・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>2項目以上が、前年産（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（%）について分析結果が0.1ポイント以上低下</p> <p>0.8ポイント以上・・・5ポイント<br/> 0.6ポイント以上・・・4ポイント<br/> 0.4ポイント以上・・・3ポイント<br/> 0.2ポイント以上・・・2ポイント<br/> 0.1ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、<br/> (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)から(d)までのうち</p> <p>4つの項目に反映する場合・・・5ポイント<br/> 3つの項目に反映する場合・・・4ポイント<br/> 2つの項目に反映する場合・・・3ポイント<br/> 1つの項目に反映する場合・・・2ポイント</p> | <p>0.6ポイント以上・・・4ポイント<br/> 0.4ポイント以上・・・3ポイント<br/> 0.2ポイント以上・・・2ポイント<br/> 0.1ポイント以上・・・1ポイント</p>   |
| 5 | <p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。）</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント<br/> 20ポイント以上・・・8ポイント<br/> 15ポイント以上・・・6ポイント<br/> 10ポイント以上・・・4ポイント<br/> 5ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上</p> <p>38.0%以上・・・5ポイント<br/> 29.8%以上・・・4ポイント<br/> 21.5%以上・・・3ポイント<br/> 13.3%以上・・・2ポイント<br/> 5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、<br/> ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、</p> <p>① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・5ポイント<br/> ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・4ポイント<br/> ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・3ポイント<br/> ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・2ポイント<br/> ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・1ポイント</p> |
| 6 | <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加</p> <p>40ポイント以上・・・10ポイント<br/> 30ポイント以上・・・8ポイント<br/> 15ポイント以上・・・6ポイント<br/> 10ポイント以上・・・4ポイント<br/> 1ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上</p> <p>60%以上・・・5ポイント<br/> 50%以上・・・4ポイント<br/> 40%以上・・・3ポイント<br/> 30%以上・・・2ポイント<br/> 25%以上・・・1ポイント</p>   |
| 7 | <p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント<br/> 40ポイント以上・・・8ポイント<br/> 25ポイント以上・・・6ポイント<br/> 10ポイント以上・・・4ポイント<br/> 1ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上</p> <p>35%以上・・・5ポイント<br/> 20%以上・・・4ポイント<br/> 10%以上・・・3ポイント<br/> 5%以上・・・2ポイント<br/> 1%以上・・・1ポイント</p>  |
| 8 | <p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善</p>   | <p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上</p> <p>80%以上・・・5ポイント</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減<br/> 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>70%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について<br/> 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・3ポイント</p>  |
| 9  | <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合にはその合計）の作付割合を1ポイント以上向上</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合にはその合計）の作付割合を1ポイント以上向上</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合<br/> ・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合<br/> ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（又は登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。</p> | <p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合にはその合計）の作付割合が1%以上</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について<br/> 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・3ポイント</p> |
| 土地利用型作物<br>（新規需要米）<br>※新規需要米とは、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。 | <p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合には、必ず、当該メニューの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <p>・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・5ポイント<br/> ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・3ポイント</p>  |  |
| 10   | <p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 11   | <p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加</p>   | <p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種（知事特認品種を含む。）の作付面積の割合が10%以上</p>   |



|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>(a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・ 3ポイント</li> <li>(a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul> | <p>50%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 40%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 30%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下 <ul style="list-style-type: none"> <li>85%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>90%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>95%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の水稲について <ul style="list-style-type: none"> <li>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> </ul> </li> <li>又は、</li> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul> |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下 <ul style="list-style-type: none"> <li>65%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>70%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>75%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>80%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>85%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の水稲について <ul style="list-style-type: none"> <li>10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> </ul> </li> <li>又は、</li> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul>  |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下 <ul style="list-style-type: none"> <li>85%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>90%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>95%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の水稲について <ul style="list-style-type: none"> <li>60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> </ul> </li> <li>又は、</li> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul>  |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>150%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>125%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>100%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について <ul style="list-style-type: none"> <li>前年から増加・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>取組開始年から増加・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> <li>かつ、</li> <li>・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> </ul>  |

|                |   |  |  |
|----------------|---|--|--|
|                |   | 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  |  |
| 土地利用型作物<br>(麦) | <p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合には、必ず、当該メニューの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・5ポイント</li> <li>※作付面積比率=A/B<br/>A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計<br/>B：事業実施地区における麦作付面積</li> <li>・人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・3ポイント</li> </ul> |  |  |
| 16             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の増加割合が5%以上</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における利用率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合には、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。）について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の平均値が100%以上</li> <li>114%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>110.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>107%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>103.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> |  |
| 17             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加</li> <li>11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が6%以上</li> <li>17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>   |  |
| 18             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり物財費を3%以上削減</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10a 当たり物財費について</li> <li>都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイント</li> <li>都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイント</li> <li>都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイント</li> <li>※都道府県平均値の統計データが無い場合には、ブロック別平均値を用いることも可とする。</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</li> <li>1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント</li> </ul>   |  |
| 19             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり労働時間を3%以上削減</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10a 当たり労働時間について</li> <li>都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント</li> <li>都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント</li> <li>都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント</li> <li>※都道府県平均値の統計データが無い場合には、ブロック別平均値を用いることも可とする。</li> </ul> <p>又は、</p>   |  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、<br/>1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント</li> </ul>  |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加</li> <li>2.0ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>1.6ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>1.2ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>0.8ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>0.4ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内</li> <li>・めん用品種の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1.7ポイント以内・・・5ポイント</li> <li>2.5ポイント以内・・・4ポイント</li> <li>3.4ポイント以内・・・3ポイント</li> <li>4.3ポイント以内・・・2ポイント</li> <li>5.2ポイント以内・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>・パン用品種の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>0.4ポイント以内・・・5ポイント</li> <li>1.5ポイント以内・・・4ポイント</li> <li>2.5ポイント以内・・・3ポイント</li> <li>3.6ポイント以内・・・2ポイント</li> <li>4.6ポイント以内・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> |
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上</li> <li>15%以上・・・10ポイント</li> <li>13.5%以上・・・8ポイント</li> <li>12%以上・・・6ポイント</li> <li>10.5%以上・・・4ポイント</li> <li>9%以上・・・2ポイント</li> </ul> <p>※増加面積の割合の算定式<br/>増加面積割合＝（実施後の作付面積－実施前の作付面積）÷現状の小麦作付面積</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上</li> <li>25%以上・・・5ポイント</li> <li>21%以上・・・4ポイント</li> <li>17%以上・・・3ポイント</li> <li>13%以上・・・2ポイント</li> <li>9%以上・・・1ポイント</li> </ul>   |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保</li> <li>20ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>17.5ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>12.5ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上</li> <li>80%以上・・・5ポイント</li> <li>75%以上・・・4ポイント</li> <li>70%以上・・・3ポイント</li> <li>65%以上・・・2ポイント</li> <li>60%以上・・・1ポイント</li> </ul>  |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単収を3%以上増加</li> <li>15%以上・・・10ポイント</li> <li>12%以上・・・8ポイント</li> <li>9%以上・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上</li> <li>107%以上・・・5ポイント</li> <li>105.5%以上・・・4ポイント</li> <li>104%以上・・・3ポイント</li> <li>102.5%以上・・・2ポイント</li> <li>101%以上・・・1ポイント</li> </ul>   |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上改善</li> <li>15ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>12.5ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>7.5ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上</li> <li>80%以上・・・5ポイント</li> <li>75%以上・・・4ポイント</li> <li>70%以上・・・3ポイント</li> <li>65%以上・・・2ポイント</li> <li>60%以上・・・1ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。<br/>5つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント</li> </ul>   |

|                 |    |   |   |
|-----------------|----|---|---|
|                 |    | <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫耐性の強い新品種への転換</li> <li>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</li> <li>・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映</li> <li>・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底</li> <li>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</li> <li>・赤かび病防除の徹底</li> <li>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</li> </ul> |
| 土地利用型作物<br>(豆類) | 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の上位等級（1、2等）比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上</li> </ul> <p>35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上</li> </ul> <p>15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>   |
|                 | 26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年（前5中3）と比較して3ポイント以上向上（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。）</li> </ul> <p>15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率が10%以上向上</li> </ul> <p>30%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・2ポイント</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の事業開始年前年の契約栽培比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して10ポイント以上</li> </ul> <p>30ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>   |
|                 | 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の単収が事業開始年前年（前5中3）と比較して2%以上増加</li> </ul> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の事業開始年前年の単収（前5中3）が当該都道府県の平均単収（前5中3）と比較して102.0%以上</li> </ul> <p>127.0%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>120.8%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>114.5%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>108.3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>   |
|                 | 28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の作付面積が事業開始年前年（前5中3）と比較して2%以上増加</li> </ul> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における事業開始年前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前5中3）と比較して1%以上</li> </ul> <p>45%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>  |
|                 | 29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の10a当たり物財費を6%以上削減</li> </ul> <p>22%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・2ポイント</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上</li> </ul> <p>22%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・1ポイント</p>  |
|                 | 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の10a当たり労働時間を7%以上削減</li> </ul> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・8ポイント</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上</li> </ul> <p>15%以上・・・・・・・・5ポイント</p>  |

|                                 |    |   |   |
|---------------------------------|----|---|---|
|                                 |    | 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>9%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>7%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  | 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>11%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>9%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>7%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  |
|                                 | 31 | ・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種を除く。）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。 | ・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種を除く。）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上<br>15.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>12.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>10.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>7.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>5.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  |
|                                 | 32 | ・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る。）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量、又は、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上<br>50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント            | ・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年前年の割合が30%以上<br>50%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>45%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>40%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>35%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>30%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br>又は、<br>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合には、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加<br>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント |
|                                 | 33 | ・豆類の上位等級（1、2等）の比率が現状と比較して15ポイント向上<br>35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント   | ・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上<br>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント   |
|                                 | 34 | ・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る。）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量、又は、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上<br>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>24ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント                  | ・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上<br>70%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>67%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>64%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>61%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>58%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br>又は、<br>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加<br>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント                 |
| 土地利用型作物<br>（主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子） | 35 | ・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の合格率が4ポイント以上向上<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント  | ・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数<br>5年・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>4年・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 8ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合には、以下の成果目標とする。</p> <p>10ポイント、又は合格率が100%・・・・・・ 10ポイント<br/> 8ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>3年・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 2年・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 1年・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |
| 36 | <p>・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産面積が3ha以上増加</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 12ha以上・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 9ha以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 6ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 3ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> | <p>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 12ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 9ha以上・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 6ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 3ha以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>   |
| 37 | <p>・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満</p> <p>&lt;稲&gt;</p> <p>35h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 38h未満・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 41h未満・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 44h未満・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 47h未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>&lt;麦&gt;</p> <p>6h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 6.5h未満・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 7h未満・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 7.5h未満・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 8h未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>&lt;大豆&gt;</p> <p>12h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 13h未満・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 14h未満・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 15h未満・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 16h未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> |
| 38 | <p>・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満</p> <p>&lt;稲&gt;</p> <p>79,800円未満・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 84,850円未満・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 89,900円未満・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 94,950円未満・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 100,000円未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>&lt;麦&gt;</p> <p>45,000円未満・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 48,000円未満・・・・・・・・・・ 4ポイント</p>  |

|                |    |  |
|----------------|----|--|
|                |    | 50,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>53,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>55,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br><大豆><br>35,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>38,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>40,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>43,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>45,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント   |
|                | 39 | ・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上<br>5ポイント以上又は種子更新率が100%・・10ポイント<br>4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  |
|                | 40 | ・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加<br>10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  |
|                | 41 | ・①から③までのうちいずれか一つの取組を選択する。<br>①主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。<br>10歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>8歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>6歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>4歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>2歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>②主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産者を2名以上増加させる。<br>10名以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>8名以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>6名以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>4名以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>2名以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>③主要農作物種子法（昭和27年5月1日法律第131号）で定められている上限面積の範囲内で、原原種ほ、原種ほ及び指定種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する（上限面積に到達した場合には10ポイント）。<br>15ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>12ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>9ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>6ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>3ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント |
|                | 42 | 【でん粉原料用以外】<br>・販売金額を4.8%以上増加<br>24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br>19.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br>14.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br>9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント   |
| 畑作物・地域特産物（いも類） |    | ・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数<br>5年・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>4年・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>3年・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>2年・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>1年・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  |
|                |    | ・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合が2%以上<br>10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント   |
|                |    | ・①から④までのうちいずれか一つの取組を選択する。<br>①主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満<br>55歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>60歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>65歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br>②種子更新率が現状において70%以上<br>90%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br>③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。<br>3県以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>2県以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>1県以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント<br>④主要農作物種子法で定められている上限面積の範囲内で、過去5年間における原原種ほ、原種ほ及び指定種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上<br>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  |
|                |    | ・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加<br>12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br>9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br>7.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br>4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br>2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 43 | <p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・販売数量を4%以上増加</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 44 | <p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・契約取引割合を2.8ポイント以上増加</p> <p>14ポイント・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・契約取引割合が22.4%以上</p> <p>45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 45 | <p>【でん粉原料用】</p> <p>・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加</p> <p>11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。</p> <p>5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>                      |
| 46 | <p>【でん粉原料用】</p> <p>・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減</p> <p>7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下</p> <p>35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 47 | <p>【でん粉原料用】</p> <p>・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> | <p>・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト）より1%以上低い。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> |
| 48 | <p>【共通】</p> <p>・10a 当たり物材費を1.2%以上削減</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 49 | <p>【共通】</p> <p>・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減</p> <p>13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。</p> <p>6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 50 | <p>【共通】</p> <p>・10a 当たり単収を2.4%以上増加</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>   | <p>・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p>  |



|                       |    |  |   |
|-----------------------|----|--|---|
|                       |    | <p>9.6%以上・・・8ポイント</p> <p>7.2%以上・・・6ポイント</p> <p>4.8%以上・・・4ポイント</p> <p>2.4%以上・・・2ポイント</p>  | <p>4.8%以上・・・4ポイント</p> <p>3.6%以上・・・3ポイント</p> <p>2.4%以上・・・2ポイント</p> <p>1.2%以上・・・1ポイント</p>   |
|                       | 51 | <p><b>【共通】</b></p> <p>・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制</p> <p>0.1%以下・・・10ポイント</p> <p>2.7%以下・・・8ポイント</p> <p>4.5%以下・・・6ポイント</p> <p>6.3%以下・・・4ポイント</p> <p>8.1%以下・・・2ポイント</p>  | <p>・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下</p> <p>1.8%以下・・・5ポイント</p> <p>5.4%以下・・・4ポイント</p> <p>9.0%以下・・・3ポイント</p> <p>12.6%以下・・・2ポイント</p> <p>16.2%以下・・・1ポイント</p>   |
|                       | 52 | <p><b>【共通】</b></p> <p>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減</p> <p>25%以上・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・2ポイント</p>  | <p>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下</p> <p>50シスト以下・・・5ポイント</p> <p>55シスト以下・・・4ポイント</p> <p>60シスト以下・・・3ポイント</p> <p>65シスト以下・・・2ポイント</p> <p>70シスト以下・・・1ポイント</p>                               |
|                       | 53 | <p><b>【共通】</b></p> <p>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加</p> <p>※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加</p> <p>40ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>38ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>36ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>33ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・2ポイント</p> | <p>・用途に応じた加工適性、又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上</p> <p>40%以上・・・5ポイント</p> <p>32%以上・・・4ポイント</p> <p>26%以上・・・3ポイント</p> <p>18%以上・・・2ポイント</p> <p>10%以上・・・1ポイント</p>  |
|                       | 54 | <p><b>【共通】</b></p> <p>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減</p> <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・2ポイント</p>   | <p>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下</p> <p>事業実施年度の前7中5平均の値が</p> <p>1.0%以下・・・5ポイント</p> <p>1.5%以下・・・4ポイント</p> <p>2.0%以下・・・3ポイント</p> <p>2.5%以下・・・2ポイント</p> <p>3.0%以下・・・1ポイント</p> |
| 畑作物・地域特産物<br>(甘味資源作物) | 55 | <p>・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p>  | <p>・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・3ポイント</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント  |
| 56 | ・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加<br>5%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>4%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント  | ・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント<br>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント<br>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント                       |
| 57 | ・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加<br>5%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>4%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント   | ・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント<br>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント<br>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント             |
| 58 | ・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加<br>※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。<br>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br><br>又は<br>・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加<br>50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント | ・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上<br>40%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント<br>35%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>30%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント<br>20%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>10%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント              |
| 59 | ・糖度が1%以上上昇<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント   | ・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント<br>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント<br>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント                               |
| 60 | <b>【てん菜】</b><br>・10a 当たり労働時間を3%以上削減<br>10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>9%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>7%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br><br><b>【さとうきび】</b><br>・10a 当たり労働時間を6%以上削減<br>15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント<br>14.5%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント<br>14%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント<br>10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント   | ・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。<br>3%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント<br>2.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント<br>2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント<br>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント<br>1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント |

|                  |    |  |  |
|------------------|----|--|--|
|                  |    | 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  |  |
|                  | 61 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                  | 62 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トン当たり製造コストを2%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                  | 63 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売金額又は販売数量を3%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>  |
| 畑作物・地域特産物<br>(茶) | 64 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） <ul style="list-style-type: none"> <li>22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>38.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>29.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>20.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>  |
|                  | 65 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） <ul style="list-style-type: none"> <li>33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>27以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>20以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>14以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>7以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>32ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>24ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                  | 66 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） <ul style="list-style-type: none"> <li>22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、次の成果目標を選択することも可とする。</li> <li>・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加（なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。） <ul style="list-style-type: none"> <li>22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、次の成果目標を選択することも可とする。</li> <li>・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 67 | <p>・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加（なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>12%以上・・・10ポイント<br/> 9%以上・・・8ポイント<br/> 7%以上・・・6ポイント<br/> 4%以上・・・4ポイント<br/> 1%以上・・・2ポイント</p>  | <p>・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上</p> <p>6%以上・・・5ポイント<br/> 5%以上・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・3ポイント<br/> 2%以上・・・2ポイント<br/> 1%以上・・・1ポイント</p>   |
| 68 | <p>・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（以下「下級茶」という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>44%以上・・・10ポイント<br/> 36%以上・・・8ポイント<br/> 27%以上・・・6ポイント<br/> 18%以上・・・4ポイント<br/> 10%以上・・・2ポイント</p>   | <p>・直近の下級茶歩留指数が47以下</p> <p>39以下・・・5ポイント<br/> 41以下・・・4ポイント<br/> 43以下・・・3ポイント<br/> 45以下・・・2ポイント<br/> 47以下・・・1ポイント</p>   |
| 69 | <p>・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合には、本成果目標を使用しないものとする。）</p> <p>24%以上・・・10ポイント<br/> 20%以上・・・8ポイント<br/> 16%以上・・・6ポイント<br/> 12%以上・・・4ポイント<br/> 8%以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合には、次の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・10a当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a当たりの単収に対して8%以上増加（なお、単収被害とは、災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害とする。）</p> <p>24%以上・・・10ポイント<br/> 20%以上・・・8ポイント<br/> 16%以上・・・6ポイント<br/> 12%以上・・・4ポイント<br/> 8%以上・・・2ポイント</p> | <p>・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上</p> <p>12%以上・・・5ポイント<br/> 10%以上・・・4ポイント<br/> 8%以上・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・2ポイント<br/> 4%以上・・・1ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合には、次の現況値を選択することも可とする。</p> <p>・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a当たりの単収の増加率が4%以上</p> <p>12%以上・・・5ポイント<br/> 10%以上・・・4ポイント<br/> 8%以上・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・2ポイント<br/> 4%以上・・・1ポイント</p> |
| 70 | <p>・契約取引量指数を直近値より7以上増加（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。）</p> <p>35以上・・・10ポイント<br/> 28以上・・・8ポイント<br/> 21以上・・・6ポイント<br/> 14以上・・・4ポイント<br/> 7以上・・・2ポイント</p>  | <p>・契約取引量指数の直近値が7以上</p> <p>42以上・・・5ポイント<br/> 33以上・・・4ポイント<br/> 25以上・・・3ポイント<br/> 16以上・・・2ポイント<br/> 7以上・・・1ポイント</p>  |
| 71 | <p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加（荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。）</p> <p>40以上・・・10ポイント<br/> 33以上・・・8ポイント<br/> 25以上・・・6ポイント<br/> 18以上・・・4ポイント<br/> 10以上・・・2ポイント</p>   | <p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上</p> <p>25以上・・・5ポイント<br/> 20以上・・・4ポイント<br/> 15以上・・・3ポイント<br/> 10以上・・・2ポイント<br/> 5以上・・・1ポイント</p>  |
| 72 | <p>・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加（なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数</p>   | <p>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上</p> <p>7%以上・・・5ポイント</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | とする。)<br>13%以上・・・10ポイント<br>11%以上・・・8ポイント<br>8%以上・・・6ポイント<br>6%以上・・・4ポイント<br>3%以上・・・2ポイント<br>又は<br>・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加（なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。）<br>13%以上・・・10ポイント<br>11%以上・・・8ポイント<br>8%以上・・・6ポイント<br>6%以上・・・4ポイント<br>3%以上・・・2ポイント | 6%以上・・・4ポイント<br>5%以上・・・3ポイント<br>3%以上・・・2ポイント<br>2%以上・・・1ポイント<br>又は<br>・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上<br>7%以上・・・5ポイント<br>6%以上・・・4ポイント<br>5%以上・・・3ポイント<br>3%以上・・・2ポイント<br>2%以上・・・1ポイント  |
| 73 | ・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減<br>18%以上・・・10ポイント<br>15%以上・・・8ポイント<br>12%以上・・・6ポイント<br>9%以上・・・4ポイント<br>6%以上・・・2ポイント<br>又は<br>・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減<br>34%以上・・・10ポイント<br>29%以上・・・8ポイント<br>24%以上・・・6ポイント<br>19%以上・・・4ポイント<br>14%以上・・・2ポイント                     | ・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上<br>9%以上・・・5ポイント<br>8%以上・・・4ポイント<br>6%以上・・・3ポイント<br>5%以上・・・2ポイント<br>3%以上・・・1ポイント<br>又は<br>・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上<br>17%以上・・・5ポイント<br>15%以上・・・4ポイント<br>12%以上・・・3ポイント<br>10%以上・・・2ポイント<br>7%以上・・・1ポイント |
| 74 | ・産物1kg 当たり燃油量を直近値の2%以上低減（なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。）<br>15%以上・・・10ポイント<br>12%以上・・・8ポイント<br>9%以上・・・6ポイント<br>5%以上・・・4ポイント<br>2%以上・・・2ポイント   | ・産物1kg 当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上（なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。）<br>8%以上・・・5ポイント<br>6%以上・・・4ポイント<br>4%以上・・・3ポイント<br>2%以上・・・2ポイント<br>1%以上・・・1ポイント   |
| 75 | ・産物1kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。）<br>10%以上・・・10ポイント<br>8%以上・・・8ポイント<br>6%以上・・・6ポイント<br>4%以上・・・4ポイント<br>2%以上・・・2ポイント   | ・産物1kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。）<br>5%以上・・・5ポイント<br>4%以上・・・4ポイント<br>3%以上・・・3ポイント<br>2%以上・・・2ポイント<br>1%以上・・・1ポイント  |
| 76 | ・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減（ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。）<br>23%以上・・・10ポイント<br>18%以上・・・8ポイント<br>13%以上・・・6ポイント<br>7%以上・・・4ポイント<br>2%以上・・・2ポイント   | ・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上<br>11%以上・・・5ポイント<br>9%以上・・・4ポイント<br>6%以上・・・3ポイント<br>4%以上・・・2ポイント<br>1%以上・・・1ポイント  |
| 77 | ・主要品種指数を直近値の2%以上低減（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。）<br>34%以上・・・10ポイント<br>26%以上・・・8ポイント<br>18%以上・・・6ポイント<br>10%以上・・・4ポイント   | ・直近の主要品種指数が75以下<br>50以下・・・5ポイント<br>56以下・・・4ポイント<br>63以下・・・3ポイント<br>69以下・・・2ポイント<br>75以下・・・1ポイント   |

|                       |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|
|                       | 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント   |  |  |
| 78                    | <p>・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加（なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>22以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 17以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 12以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 7以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> | <p>・直近の無化学農薬栽培指数が2以上</p> <p>24以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 19以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 13以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 8以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 2以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |  |
| 79                    | <p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等をいう。）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 30以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>                    | <p>・直近の仕向先多様化指数が13以上</p> <p>35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 30以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 24以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 19以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 13以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |  |
| 80                    | <p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>                                      | <p>・直近の主要茶種指数が66以下</p> <p>50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 54以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 58以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 62以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 66以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |  |
| 81                    | <p>・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加</p> <p>100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満</p> <p>1%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 9%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 14%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 19%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |  |
| 82                    | <p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> |  |
| 畑作物・地域特産物<br>(いぐさ・畳表) | 83   | <p>・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>                                   | <p>・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>             |
|                       | 84   | <p>・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>                                    | <p>・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 3.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> |

|                    |    |  |   |
|--------------------|----|--|---|
|                    | 85 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳表一枚当たり（いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a 当たり）労働時間を6%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>17%以上・・・10ポイント</li> <li>14%以上・・・8ポイント</li> <li>11%以上・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳表一枚当たり（いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a 当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>6%以上・・・5ポイント</li> <li>5%以上・・・4ポイント</li> <li>4%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                    | 86 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸当たり作付面積を3%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>15%以上・・・10ポイント</li> <li>12%以上・・・8ポイント</li> <li>9%以上・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>6%以上・・・5ポイント</li> <li>5%以上・・・4ポイント</li> <li>4%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>  |
|                    | 87 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>28ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>17ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>11ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>11ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                    | 88 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>26ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>21ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>10ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
| 畑作物・地域特産物<br>(その他) | 89 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量を含む。</li> <li>35ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>28ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量を含む。</li> <li>60.0%以上・・・5ポイント</li> <li>52.5%以上・・・4ポイント</li> <li>45.0%以上・・・3ポイント</li> <li>37.5%以上・・・2ポイント</li> <li>30.0%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> |
|                    | 90 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・10ポイント</li> <li>40%以上・・・8ポイント</li> <li>30%以上・・・6ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・5ポイント</li> <li>40%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・3ポイント</li> <li>20%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                    | 91 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・10ポイント</li> <li>40%以上・・・8ポイント</li> <li>30%以上・・・6ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>50%以上・・・5ポイント</li> <li>40%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・3ポイント</li> <li>20%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>   |
|                    | 92 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>17%以上・・・10ポイント</li> <li>14%以上・・・8ポイント</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下</li> </ul>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>11%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>86%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>97%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10a）と比較して107%以下</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>97%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>103%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>107%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |
| 93 | <p>・10a 当たり労働時間を10%以上削減</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・事業実施地区等における現在の10a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下</p> <p>72%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>79%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>86%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10a）と比較して114%以下</p> <p>86%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>107%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>114%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> |
| 94 | <p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加</p> <p>※なたねとは、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばとは、平成11年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>※こんにゃくいもとは、平成14年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>※カイコとは、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>22.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>17.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> | <p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上</p> <p>※なたねとは、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばとは、平成11年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>※こんにゃくいもとは、平成14年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>※カイコとは、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 95 | <p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・現状の搾油歩留まりが25%以上</p> <p>37%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>34%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>28%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 96 | <p>・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 97 | <p>・単収を8%以上増加</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p>   | <p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。</p>   |



|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
|     | <p>15.5%以上・・・8ポイント<br/> 13%以上・・・6ポイント<br/> 10.5%以上・・・4ポイント<br/> 8%以上・・・2ポイント</p>   | <p>8%以上・・・5ポイント<br/> 6.5%以上・・・4ポイント<br/> 5%以上・・・3ポイント<br/> 3.5%以上・・・2ポイント<br/> 2%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上</li> <li>85%以上・・・5ポイント</li> <li>80%以上・・・4ポイント</li> <li>75%以上・・・3ポイント</li> <li>70%以上・・・2ポイント</li> <li>65%以上・・・1ポイント</li> </ul> |  |
| 98  | <p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加<br/> ※なたねとは、低エルシン酸品種をいう。<br/> ※そばとは、平成11年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント<br/> 22.5ポイント以上・・・8ポイント<br/> 20ポイント以上・・・6ポイント<br/> 17.5ポイント以上・・・4ポイント<br/> 15ポイント以上・・・2ポイント</p> | <p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上<br/> ※なたねとは、低エルシン酸品種をいう。<br/> ※そばとは、平成11年度以降に育成された品種をいう。</p> <p>40%以上・・・5ポイント<br/> 34%以上・・・4ポイント<br/> 28%以上・・・3ポイント<br/> 22%以上・・・2ポイント<br/> 16%以上・・・1ポイント</p>  |  |
| 99  | <p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加</p> <p>150%以上・・・10ポイント<br/> 125%以上・・・8ポイント<br/> 100%以上・・・6ポイント<br/> 75%以上・・・4ポイント<br/> 50%以上・・・2ポイント</p>  | <p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上<br/> ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上</p> <p>112%以上・・・5ポイント<br/> 106%以上・・・4ポイント<br/> 100%以上・・・3ポイント<br/> 94%以上・・・2ポイント<br/> 88%以上・・・1ポイント</p>  |  |
| 100 | <p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加</p> <p>35ポイント以上・・・10ポイント<br/> 28ポイント以上・・・8ポイント<br/> 22ポイント以上・・・6ポイント<br/> 16ポイント以上・・・4ポイント<br/> 10ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上</p> <p>50%以上・・・5ポイント<br/> 45%以上・・・4ポイント<br/> 40%以上・・・3ポイント<br/> 35%以上・・・2ポイント<br/> 30%以上・・・1ポイント</p>   |  |
| 果樹  | 101  | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加</p> <p>16.0ポイント以上・・・5ポイント<br/> 12.8ポイント以上・・・4ポイント<br/> 9.5ポイント以上・・・3ポイント<br/> 6.3ポイント以上・・・2ポイント<br/> 3.0ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> |
|     | 102  | <p>・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加</p> <p>9ポイント以上・・・10ポイント<br/> 7ポイント以上・・・8ポイント<br/> 5ポイント以上・・・6ポイント<br/> 3ポイント以上・・・4ポイント<br/> 1ポイント以上・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上</p> <p>38.0%以上・・・5ポイント<br/> 28.8%以上・・・4ポイント<br/> 19.5%以上・・・3ポイント<br/> 10.3%以上・・・2ポイント<br/> 1.0%以上・・・1ポイント</p>                                     |
|     | 103  | <p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の</p>  | <p>・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 104 | <p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 105 | <p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>       |
| 106 | <p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減</p> <p>33%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 107 | <p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上</p> <p>34.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 26.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 18.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 10.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 108 | <p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 109 | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。</p> | <p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> |

|    |     |   |  |
|----|-----|---|--|
|    | 110 | <p>・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>        |
|    | 111 | <p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p> | <p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>                      |
|    | 112 | <p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>    |
|    | 113 | <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント<br/> 40%・・・・・・・・・・12ポイント<br/> 30%・・・・・・・・・・9ポイント<br/> 20%・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 10%・・・・・・・・・・3ポイント</p>  | <p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>   |
| 野菜 | 114 | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>27%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
|    | 115 | <p>・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上</p> <p>30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> |
|    | 116 | <p>・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>       |
|    | 117 | <p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合</p>  | <p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たり</p>  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>の費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> |
| 118 | <p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>                    |
| 119 | <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加</p> <p>33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
| 120 | <p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上</p> <p>49%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>38%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>27%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 121 | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>                                     |
| 122 | <p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>16.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
| 123 | <p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p> | <p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>               |
| 124 | <p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加</p>  | <p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>   | <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>   |
|    | <p>125 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント<br/> 40%・・・・・・・・・・12ポイント<br/> 30%・・・・・・・・・・9ポイント<br/> 20%・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 10%・・・・・・・・・・3ポイント</p>  | <p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>  |
| 花き | <p>126 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
|    | <p>127 ・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加</p> <p>① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種</p> <p>② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。）</p> <p>③ 事業実施主体又はその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種</p> <p>ただし、リレー出荷している場合には、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上</p> <p>38%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 31%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 24%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>  |
|    | <p>128 ・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>   |
|    | <p>129 ・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/> 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/> 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント<br/> 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント<br/> 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント<br/> 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント<br/> 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント<br/> 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> |
|    | <p>130 ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p>  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>105%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>110%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>115%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>120%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 131 | <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>   |
| 132 | <p>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 133 | <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>       | <p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 134 | <p>・当該品目の10a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>25%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>19%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>12%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 135 | <p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p> | <p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
| 136 | <p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> |
| 137 | <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上</p> <p>50%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ポイント</p> <p>40%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>30%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント</p> <p>20%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p>  | <p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>   |

|     |     |   |  |
|-----|-----|---|--|
|     |     | 10%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント   |  |
| 食肉等 | 138 | <p><b>【牛肉・豚肉】</b></p> <p>・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加</p> <p>ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上</p> <p>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</p> <p>1,680頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 1,540頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 1,260頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> | <p>・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上</p> <p>また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。</p> <p>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</p> <p>1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 910頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 700頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 560頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。</p> <p>また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上</p> <p>35頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 30頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 25頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 20頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 15頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> |
|     | 139 | <p><b>【牛肉・豚肉】</b></p> <p>・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>   | <p>・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、</p> <p>1 牛の場合</p> <p>21,600円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 22,950円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 24,300円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 25,650円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 27,000円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>2,400円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 2,550円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2,700円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 2,850円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 3,000円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |
|     | 140 | <p><b>【牛肉・豚肉】</b></p> <p>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント<br/> 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント<br/> 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント<br/> 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>  | <p>・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、</p> <p>1 牛の場合</p> <p>58.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 55.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 53.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 50.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>76.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント<br/> 73.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント<br/> 71.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント<br/> 68.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント<br/> 66.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であつて、牛専用の施設であること・・・・・・・・ 5ポイント</li> </ul>  |
| 141 | <p><b>【鶏肉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏もも肉 1 kg 当たりの販売価格を 1.0% 以上増加</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 3 年の鶏もも肉 1 kg の卸売価格の平均と比較して 1.0% 以上</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>   |
| 142 | <p><b>【鶏肉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農家の出荷羽数を 1 % 以上増加</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農家全体の年間出荷羽数が 125 万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。）</li> <li>625 万羽以上・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>500 万羽以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>375 万羽以上・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>250 万羽以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>125 万羽以上・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>                    |
| 143 | <p><b>【鶏肉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 万羽当たり処理・加工コストを 1 % 以上削減</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生体 1 kg 当たりの平均処理加工費用 50 円と比較して 1.0% 以上低い。</li> <li>11.0% 以下・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>8.5% 以下・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>6.0% 以下・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>3.5% 以下・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1.0% 以下・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>  |
| 144 | <p><b>【鶏卵】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵 1 kg 当たりの販売価格を 1.0% 以上増加</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 6 年間の農家販売価格の平均と比較して 1.0% 以上</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>   |
| 145 | <p><b>【鶏卵】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の鶏卵販売量を 1.0% 以上増加</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 日当たりの鶏卵販売量が 10 トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。）</li> <li>61 トン以上・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>48 トン以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>36 トン以上・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>23 トン以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>10 トン以上・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>                                 |
| 146 | <p><b>【鶏卵】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵 100kg 当たり処理コストを 1.0% 以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上）</li> <li>10.0% 以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>7.5% 以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>5.0% 以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>2.5% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵 100kg 当たりの全国平均処理コスト 2,879 円より 1.0% 以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上）</li> <li>30.0% 以上・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>22.8% 以上・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>15.5% 以上・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>8.3% 以上・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>1.0% 以上・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> |
| 147 | <p><b>【鶏卵】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を 0.2ポイント以上低減</li> <li>1.0ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント</li> <li>0.8ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>0.6ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が 2.00% 以下</li> <li>1.00% 以下・・・・・・・・ 5ポイント</li> <li>1.25% 以下・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>1.50% 以下・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>1.75% 以下・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>2.00% 以下・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>   |



|  |     |   |   |
|--|-----|---|---|
|  |     | 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント<br>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  |   |
| 品目共通<br>※本成果目標中において、<br>①HACCP等認定とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定とし、<br>②ハラール認証とは、イスラム諸国への輸出に要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関による認証とする。 | 148 | <p>・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合<br/>40%以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/>30%以上・・・・・・・・・・9ポイント<br/>20%以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/>10%以上・・・・・・・・・・7ポイント<br/>5%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>②新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの出荷量又は出荷額の当該品目全体に占める割合（畜産物にあつては、年間輸出量）<br/>12%（20トン）以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/>9%（15トン）以上・・・・・・・・・・9ポイント<br/>6%（10トン）以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/>3%（5トン）以上・・・・・・・・・・7ポイント<br/>輸出実績があること・・・・・・・・・・6ポイント<br/>ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出を行う場合には、輸出向けの出荷量<br/>5.00トン以上・・・・・・・・・・10ポイント<br/>3.75トン以上・・・・・・・・・・9ポイント<br/>2.50トン以上・・・・・・・・・・8ポイント<br/>1.25トン以上・・・・・・・・・・7ポイント<br/>輸出実績があること・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得していること・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>⑤対EU輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>⑥輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録、選果技術員等の登録を実施していること・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>⑦上記の③から⑥までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制の整備・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。また⑨、⑩、⑫及び⑬については、上記①又は②の目標を選択した場合のみ加算できる。）</p> <p>⑧HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方取得・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑨施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であつて、EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加（新規の取組の場合、2か国目以降）・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント</p> <p>⑩施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。</p> <p>ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑪輸出先国開催の商談会等に参加・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑫和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑬公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること・1ポイント</p> | <p>・以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。<br/>（例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等<br/>米国向け梨の生産地域の指定等・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>③HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・1ポイント</p> |

別表2（農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設の整備）  
達成すべき成果目標基準をいずれか2つまで選択できる。

| メニュー       | 達成すべき成果目標基準   | ポイント  |  |
|------------|---|---|--|
| 安全・安心な市場流通 | <b>【環境負荷の軽減】</b><br>・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下  | ・指数値の平均が<br>27.4以下・・・7ポイント<br>27.5～41.7・・・3ポイント   | 該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。  |
|            | <b>【物品鮮度の保持】</b><br>・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過  | ・超過ポイント数が<br>4.9以上・・・7ポイント<br>1.8～4.8・・・3ポイント   | ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が整備を行う場合・・・8ポイント<br><br>・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取り組みを実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント                              |
|            | <b>【物品評価の改善】</b><br>・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過<br>※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。<br><br>・廃棄される物品の量を15.3%以上削減 | ・超過ポイント数が<br>2.4以上・・・7ポイント<br>1.2～2.3・・・3ポイント<br><br>・廃棄物品量の削減率が<br>39.5%以上・・・7ポイント<br>15.3～39.4%・・・3ポイント | ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント<br><br>・当該市場を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント<br><br>・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント<br><br>・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント       |
|            | <b>【品質管理の高度化】</b><br>・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施   | ・卸売業者及び仲卸業者が取り組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント  | ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント<br><br>・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント  |
| 効率的な市場流通   | <b>【集荷力の向上】</b><br>・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過   | ・取扱数量の推計値超過率が<br>4.6%以上・・・7ポイント<br>0.7～4.5%・・・3ポイント   | 該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。<br><br>・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が整備を行う場合・・・8ポイント |
|            | <b>【物流の迅速化】</b><br>・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮  | ・作業時間の短縮率が<br>8.1%以上・・・7ポイント<br>1.2～8.0%・・・3ポイント  |  |
|            | <b>【物流コスト等の削減】</b><br>・物流コストを1.1%以上削減   | ・物流コストの削減率が   |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減</li> <li>・施設の維持管理コストを1.3%以上削減</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.9%以上・・・7ポイント</li> <li>1.1～1.8%・・・3ポイント</li> <li>・処理コストの削減率が</li> <li>8.1%以上・・・7ポイント</li> <li>1.2～8.0%・・・3ポイント</li> <li>・維持管理コストの削減率が</li> <li>14.2%以上・・・7ポイント</li> <li>1.3～14.1%・・・3ポイント</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合<br/>・・・8ポイント</li> <li>・当該市場を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合<br/>・・・8ポイント</li> <li>・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合<br/>・・・4ポイント</li> </ul>          |
| <p><b>【輸出の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上</li> <li>・当該市場における平成26年の輸出金額に対する平成32年の輸出金額の割合が1.0倍以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・割合が</li> <li>15%以上・・・7ポイント</li> <li>5～14.9%・・・3ポイント</li> <li>・割合が</li> <li>1.4倍以上・・・7ポイント</li> <li>1.0倍～1.39倍・・・3ポイント</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合<br/>・・・4ポイント</li> <li>・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合<br/>・・・4ポイント</li> <li>・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合<br/>・・・4ポイント</li> </ul> |

別表3（人・農地プラン等加算ポイント）

別表1-1から別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合にはポイントを加算できるものとする。

| 人・農地プラン等加算ポイントの内容  |
|--|
| 要綱別表1のIのメニュー欄の1の事業については、次の①又は②を満たす地区については1ポイントを加算する。<br>① 農業者（農業法人、農業者の組織する団体等）が事業実施主体の場合には、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。<br>② 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合には、事業の受益地区の一部又は全部で人・農地プランが作成されていること。 |

別表4（園芸作物転換加算ポイント）

別表1-1から別表3までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表1-1から別表4までのポイントの合計は31ポイントを上限とする。

| 園芸作物転換加算ポイントの内容  |
|--|
| 要綱別表1のIのメニュー欄の1の（1）の事業のうち、果樹、野菜及び花き（以下「園芸作物」という。）に係るものについては、土地利用型作物から園芸作物への計画的な転換を進めるため、作付年度ごとの転換割合等を定めた計画を策定している地区の場合には、1ポイントを加算する。 |

別表5（都道府県加算ポイント）

別表1-1から別表4までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表1-1から別表5までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

| 都道府県加算ポイントの内容   |
|---|
| 事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画について、産地競争力の強化及び食品流通のグローバル化の各政策目的から加算対象とする事業計画を選択できることとする。<br>これらの事業実施計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）を超えない範囲で、1ポイント又は2ポイントを加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。<br>ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第8の3又は強い農業づくり交付金実施要綱第8の3による改善措置の指導を受けている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。）については加算しない。 |